

八戸市指定ごみ袋の品薄状況等に 対する臨時措置について

現在、中東情勢の影響に伴い、一部の指定ごみ袋取扱店において一時的に品薄または欠品が生じている状況となっています。

6月中旬には新たな在庫が確保できる見込みですが、「燃やせるごみ用袋 20 リットル」の在庫が一時的に不足する可能性が高まったことから、市民生活に及ぼす混乱を避けるため、市販のごみ袋でごみ出しができる臨時措置を実施します。

市民の皆様には、指定ごみ袋、市販ごみ袋に関わらず、「必要な分だけ購入する」冷静な行動をお願いします。

※収集日や時間、分別ルールなどに変更はありません。

1. 臨時措置の内容について

指定ごみ袋のうち「燃やせるごみ用袋」が購入できない場合は、市販の袋で「可燃ごみ」を出すことができます。

2. 代用できる市販の袋について

- ・無色透明または半透明のもの（中身が確認できるもの）
- ・大きさは20リットル～45リットルのもの（指定ごみ袋と同程度の大きさ）

3. 使用できない袋について

- ・中身が確認できない色付きの袋
- ・他自治体の指定ごみ袋
- ・市指定のごみ袋の転用（「燃やせないごみ用袋」に「可燃ごみ」を入れることは不可）
- ・八戸市ボランティア用ごみ袋
- ・レジ袋や肥料袋、段ボール
- ・破れやすい袋、水分が染み出る袋（紙袋や布袋）
- ・袋の口をしっかりと結べない袋
など

4. 臨時措置期間

令和8年5月25日（月）～6月30日（火）まで

在庫状況等を考慮し延長する可能性があります。

お問い合わせ先 環境政策課 資源リサイクルグループ

TEL：0178-43-9362（直通）